

平成 28 年度第 2 回箕面市子ども・子育て会議 議事概要

◆日 時：平成 29 年（2017 年）3 月 22 日（水）18:00～20:05

◆場 所：市役所本館 2 階 特別会議室

◆出席者：

【委 員】吉永会長、田中委員、工藤委員、松木委員、廣瀬委員、山内委員、宗形委員、
上田委員

（欠席）吉田委員、北島委員、樋口委員

【事務局】

（子ども未来創造局）千葉局長、木村担当部長、小西担当副部長

（教育政策室）村中室長（男女協働・家庭支援室）江口室長

（学校生活支援課）坪田課長（青少年育成室）荻野室長（教育センター）松田副所長

（子育て支援課）戸島課長（幼児教育保育室）今中室長

（子ども成長見守り室）松澤室長（子どもすこやか室）山田室長

◆傍聴者：0 名

◆議事内容：

1. 開会

（事務局：村中室長）

- 出席状況報告：出席者 8 名、欠席者 4 名
- 資料確認

（吉永会長）

- 今回の会議の趣旨について補足。
- 前回の議論を踏まえ、案件 4 の 4 つの論点を中心に議論し、最終全体のまとめを行う。

2. 第三次箕面市子どもプラン（ひとり親家庭等自立促進編）について

（事務局：戸島課長）

- 第三次箕面市子どもプラン（ひとり親家庭等自立促進編）について内容の説明
- 上記プランに係るパブリックコメントを実施し、意見等はなかった旨報告

（吉永会長）

- 事務局の説明及び報告に対し、了とした。
- 追加意見等については、後の案件 4 とも関連があるので、追加があれば案件 4 で議論とした。

3. 平成28年度各部会における決定事項について

(1) 児童福祉部会

(田中児童福祉部会長)

- 部会内容について下記のとおり説明
- 平成28年度児童福祉部会の実施状況 3回開催(部会員6名)
- 公募した保育施設の運営主体についての選定状況について報告
 - ・第一次 応募なし
 - ・第二次 株式会社アイグラン(0~5歳 定員90名 保育所)
 - ・第三次 株式会社ワークプロジェクト(小規模保育所)
株式会社セリオ(0~5歳 保育所)
 - ・第四次 応募のあった2法人とも、法人側より辞退
- 運営法人の実態について、ヒアリングだけではなかなかつかみきれない部分もあるので、認可後、箕面市がその法人に対して、どのように監査・指導を行うかが課題である旨報告

(委員)

- 認可された保育所の開設はいつになるか。

(事務局：今中室長)

- 以下のとおり
 - 第二次 株式会社アイグラン…平成29年4月1日
 - 第三次 株式会社ワークプロジェクト…平成29年4月1日
 - 第三次 株式会社セリオ2件…平成29年10月1日、平成30年4月1日

(2) 青少年健全育成部会

(廣瀬部会長)

- 部会内容について下記のとおり説明
- 平成28年度青少年健全育成部会の実施状況 1回開催(部会員4名)
- 箕面市健全育成推進功績功労者表彰の結果について報告
 - ・審査対象：もみじ顕彰4件、ささゆり褒賞49件
 - ・審査結果：もみじ顕彰4件、ささゆり褒賞48件(1件見送り)が授与問題なし
 - ・追加審査：もみじ顕彰が3件、ささゆり褒賞7件(いずれも授与問題なし)
 - ・平成29年2月18日(土)箕面市青少年健全育成市民大会にて表彰
- 箕面市青少年健全育成推進顕彰及び奨励金の基準等の解釈について情報共有
- 上記部会長からの報告に対し、了とした。

4. 第三次箕面市子どもプランに係る今後の進捗について

(事務局：村中室長)

- 第三次箕面市子どもプランに係る今後の進捗に係る来年度以降の方向性及び来年度の会議開催時期について事務局より説明

(委員)

- 来年度の審議内容としては、前年の進捗状況と今後の課題という2つの観点から教育委員会より報告し、審議をしていくということか。また、委員については、我々ではなく新規の委員に代わるということか。

(事務局：村中室長)

- 6月に任期が満了になるが、現在の予定では、継続をお願いしたいと考えている。
- 審議については6月から7月で決算をかため、来年度の予算編成が始まる前に、前年度の取組結果について議論。いただいたご意見をもって、平成30年度の予算編成につなげていきたい。

(吉永会長)

- 前回と本日の審議の論点はこの案件4の4点にまとめているが、今年度の議論内容も教育委員会にご報告いただけるということか。

(事務局：村中室長)

- その方向で考えている。

5. 箕面市の子育て施策の現状について

(吉永会長)

- 当該案件の趣旨を説明。前回会議での指摘事項等をふまえ、前回議論の論点を4つに整理しており、今回継続で議論。議論後、最終会長よりまとめを行う。
- 会議の流れとしては、最初に事務局に全論点の内容を説明いただき、簡単な質問はその場ですませつつ、後ほど審議したい。

《説明及び質疑・応答》

(事務局：山田室長)

- 「切れ目のない子育て支援の基本的な考え方と今後の展開について」事務局より説明

(委員)

- 妊娠届出受理後の妊婦面接の割合が格段に増加しているとのことだが、それは実施部署が変わったことによって実現したのか。

(事務局：山田室長)

- 部署が変わったことによるもの。妊婦面接は母子手帳交付時に同時に実施していることが多いが、以前は保健師が総合福祉センターに勤務していた関係で、当該施設でも母子手帳の交付を行っていた。その際、当該施設での母子手帳交付の割合は全体の約2割程度。約6割は本庁の窓口課で母子手帳を交付していた。当時、保健師は総合保健福祉センターのみに常駐していたため、母子手帳交付後、面接につなげられていなかった。現在は総合保健福祉センターでは交付していないことから、合わせて8割の方に妊婦面接を行えるようになっている。

(委員)

- 子ども総合窓口は、子どもすこやか室の所管か。

(事務局：山田室長)

- 子ども総合窓口は子育て支援課の所管。
- 出生届等に関しては子ども総合窓口では受付をしていないが、窓口自体が、横並びになっており、出生届提出後、すぐに児童手当等の各種制度につなげられるように相互連携のもと、支援している。

(事務局：松澤室長)

- 「切れ目のない子育て支援の基本的な考え方と今後の展開について」に係る「子ども成長見守りシステム」について事務局より説明

(事務局：今中室長)

- 「保育所における保育の質の充実を図るための施策について」事務局より説明

(事務局：松田副所長)

- 「箕面市におけるスクールソーシャルワーカーの位置づけと支援について」事務局より説明

(事務局：千葉局長)

- 「いじめ問題にかかわる相談対応の充実と附属機関の位置づけ等について」事務局より説明

《意見等》

(委員)

- 妊婦面接について、実施できなかった2割については、どういう理由か。

(事務局：山田室長)

- 本庁以外の止々呂美支所や豊川支所でも母子健康手帳の交付を行っているが、本庁以外の施設では保健師等が常駐していないことから、面接につなげられていない。
- しかし、母子健康手帳に添付されている「妊娠連絡票」をもとに、実際に面接できなかったかたにも電話でご連絡を入れ、全員の状況等を把握している。

(委員)

- これは里帰り出産で市外に出ておられるかたや里帰り出産で帰ってこられているかたの状況等については、後ほど市に報告があったり、助産師訪問等のアプローチがあるのか。

(事務局：山田室長)

- 状況については、妊婦届出と出生連絡票で把握しているほか、希望者については、低出生体重児や未熟児の訪問、新生児産婦訪問をそれぞれの市町村間で依頼し、里帰り出産先の市町村で当該サービスの利用調整を行い、状況に応じ、希望場所でサービスを受けていただくことが可能となっている。

(委員)

- 子ども成長見守りシステムのデータベースは、子どもに問題が認められ、調べる必要性が出てきてから、独立した個々の子どもの情報を収集していくイメージか。それとも、最初からすべての子どもの情報を収集するイメージか。

(事務局：松澤室長)

- 子ども経年変化をみることから、最初からすべての子どもの情報を収集していく。そのなかで、経済的な困窮状態と養育力リスクが認められる子どもに絞る。

(委員)

- 全員のデータではなくて、絞った子どもについて過去のデータを引っ張ってくるというイメージか。

(事務局：松澤室長)

- 経済的に困窮状態の世帯の子どもと養育力リスクが認められる子どもに関して、ステップアップ調査が始まった2年前までの情報を遡って収集する。今後もその子ど

ものデータを毎年システムに集約していく。

(委員)

- 現在、行政で考えているシステムは、支援が必要と思われる子どもたちについて、機械的にシステム上から探そうという趣旨かと思うが、一方で、地域の民生委員・児童委員は、地域における家庭の状況、例えば、両親が離婚しているといった細かな情報を把握している場合が多い。そういう現場が把握している情報とのリンクはどう考えているか。子どもたちの状況変化の要因にはシステム上では見えないものも多いと思うので、現場のもっている情報を吸い上げて、データと照合していけば、有用なシステムになる。民生委員等は狭い範囲の地域の家庭状況、例えば離婚、経済的問題、孤立の問題なども把握しているので、今後連携できたらよいと考えている。
- なお、連携に際しては、児童の情報について、学校等にも積極的に共有を図っていただくと、より一層地域としても子どもたちへの支援が行えるので、情報共有の在り方についても検討いただきたい。特に、民生委員・児童委員はボランティアといいつつも、きちんと守秘義務を課せられているので、よろしくお願ひしたい。

(事務局：松澤室長)

- 行政としても、今年度はまず、システムを構築するところからスタートし、そのための実態調査を中心に事業を進めてきた。そのなかで、学校や関係団体からも色々のご意見をいただいている。そうしたご意見のなかには、地域からの孤立の問題として、支援を拒否されるご家庭の実態等についても頂戴していることから、子どもたちの実態をこのシステムに反映していくにあたっては、地域で子どもたちを支援してくださっている民生委員・児童委員等の地域のかたに今後ご協力をお願いしたいと思っている。

(委員)

- システム上、例えば成績の低下の割合が大きいなどの変化は自動的に算出できるか。

(事務局：松澤室長)

- 成績の低下の割合については、まずは学校で実施しているので、学校と連携しながら成績の急降下等の変化はつかめる。

(委員)

- 点数だけでなく、色々なシステムで収集しているデータから、統計的にみて、支援の必要な子どもについて自動的に発見するシステムを作っているということか。

(事務局：松澤室長)

- そのシステムの構築を目指している。

(委員)

- そうしたシステムの構築には、全市民のデータが必要になると思うが、その場合は、個人情報保護条例の収集の10項目に該当しているという解釈でよいか。
- システムではなく、誰かが当該児童が支援の必要な子どもかどうかを判断しているのであれば、10項目に入っていると言えるので収集できると思うが、システム上から統計的に発見するには、全児童のデータを収集することになるので、条例の10項目の対象にはならないのではないか。

(事務局：小西副部長)

- システム上でクロス集計されるようになっており、生活保護世帯や児童扶養手当受給世帯、虐待通報の有といった諸条件に合致し、なおかつ、成績の急落などの変化が見られる子どもを対象としているので条例の適用範囲である。

(委員)

- 極端にいうと、大金持ちの人であれば、虐待等についてデータ上何もなければあがってこないということか。

(事務局：小西副部長)

- そのようになる。

(委員)

- そのシステムだと、虐待等が表に出ていないような、例えば、ネグレクトによる成績の急落は行政が気づきようがないのではないか。つまり、家庭が裕福な子どもについては、虐待の通報がなければ、実体上問題があっても、行政は把握できないということである。
- そうであるなら、先ほどの意見のとおり、学校やセクションでつかめていない情報を民生委員等地域のかたからの情報収集による実態の把握が必要。

(委員)

- 保育士の離職率が高く、人材の確保が難しい状況ではないか。保育士として、専門性を高め、継続してもらうためには、それに見合った待遇や労働環境の改善も必要ではないか。

(事務局：今中室長)

- 全国的に保育士不足が深刻化していることもあり、国は保育士給与の底上げにかなり力を入れている。箕面市ではそうした国の働きが着実に保育士の手元に届くよう

に、各民間保育園や法人に対し、通知するとともに、実情について報告を提出いただいている。

- その他箕面市として、保育士の負担軽減のための人員配置が出来るよう、園等に補助金を交付したり、保育士に直接、生活支援の補助金を交付するといった独自施策も実施しているところである。

(委員)

- 部会の報告において、保育所監査の話があったが、現在、保育所の設置にあたっては、多様な主体が参入してきており、保育所の有り様も多元化している。そのため、設置後の監査や指導が重要と考えている。
- 監査の頻度や監査の実施主体はどこになるのか。

(事務局：今中室長)

- 監査は市幼児教育保育室と健康福祉部の広域福祉課が合同で実施している。
- 頻度は、実態として、実施出来ていない部分もあるが、1施設につき、1年に1回を目標としている。

(委員)

- 監査体制の確立は保育の質の充実の1つの重要な要素ではないかと考えている。
- 保育所の運営等も含めて、子どもたちの安全確保は大人の責任である。参考資料にもあるとおり、世田谷区ではかなり先進的な取組をされており、保育所施設の監査については、市だけではなく、有識者や市民も参加し、各施設を定期的にまわっていく体制を整備している。
- 施設の運営にあたっては、施設のトップである施設長が極めて重要。例えば、保育士が保育方法について改善を図ろうとしても、施設長の裁量権をもって押さえ込んでしまう現状があるのではないかと。そうした状況が起らないよう、施設長を監督するような評価システムを整備していただきたい。
- この評価システムについては、保育の質を担保していくための1つとして継続的に議論していただけたらと思う。

(委員)

- 保育所の運営に係る裁量権については、法人によって持っている人間が異なるので、施設長にこだわらず、施設運営にあたり、裁量権を持つ人間について、監査ないし評価をしないと、子どもたちは長期間にわたって質の低い保育を受けるということ結果になってしまうので、考慮いただきたい。

(委員)

- 公立保育所の民営化について、当該保育所に子どもを通わせていた保護者からする

と、民営化することで、保育の質がどうなっていくのかが懸念される。

- 選定にあたっては複数の観点からチェックを行っておられるが、これは重要だと思
いる。加えて、設置後、保育内容や施設がきちんと子どもたちに向き合ったもの
になっているか、監査することも重要。その点、世田谷区のように、外部の有識者が
監査に入るシステムは大事だと考えている。
- 箕面市で保育の質をどう担保するかにあたっては、有事の際に、市がどう対応す
るのか、また、誰が対応するのかといった点を明確化し、システムを確立して欲しい。

(委員)

- 民間園に対して、保育所保育課程として担保すべき最低基準等は示しているのか。
それとも、民間園に対しては独自性の方を重視しているのか。

(事務局：今中室長)

- 基本的には国の保育所保育指針に従い、国が示している押さえるべきポイントを押
さえていただくことになる。

(委員)

- 市の保育課程は民間園に対してはどれくらいの拘束力があるか。

(事務局：今中室長)

- これは公立の保育課程となるので、民間園に対しては拘束力はない。

(委員)

- 公立保育園が民営化する場合の保育課程については、国の規定の中であれば大きく
変更しても差し支えないのか。

(事務局：今中室長)

- 民営化については基本的に箕面市の公立の保育を引き継いでいただくことになる。

(委員)

- 民営化された保育所で、音楽や体育などの内容が変わったと伺ったが。

(事務局：木村部長)

- 民営化園は、基本的に箕面市の保育を引き継いでいただくが、保護者と法人が相互
に話し合うなかで、例えば、この部分は法人の特色を出していくとして、双方で合
意のうえで進めていただくこともある。
- 法人のなかには、箕面市の方針に重点をおきながら、法人の特性をプラスして運営
いただいている法人もある一方、課題を抱えている園もあるので、そうした園に対

しては、行政としても指導を行っているところである。

(委員)

- スクールソーシャルワーカーの給与体系はどうなっているか。

(事務局：松田副所長)

- 箕面市の任期付職員として雇用している。

(委員)

- 保育士と同様、スクールソーシャルワーカーの処遇として、現状が妥当なのか。聞いた話によると、スクールソーシャルワーカーが地域の関係機関や民生委員等の地域のかたと繋がるには3年程度の時間が必要になる。スクールソーシャルワーカーとして、支援実施していくにはそうしたつながりや情報が必要なため、地域に定着する必要がある。それには、その職務に見合うだけの給与体系が必要。国の動きとあわせ、箕面市においても、スクールソーシャルワーカーが定着するように保障を担保していただきたい。

(事務局：松田副所長)

- スクールソーシャルワーカーの雇用形態は全国的には大きく2つのパターンがあり、スポットで契約をして時給単価で働くパートタイムと任期付き等の職員となっている。その2つのうち、どちらかと言えば時給で雇われているパートタイムのかたが多いのが現状。一部、年間で臨時職員として契約している市もあるものの、箕面市のように3年区切りで任期付き職員として採用しているのは大阪府下では非常に珍しい。
- ただし、現状がベストとは言い切れないので、今後もよりよい体制について議論をかさねていきたい。

(委員)

- 先ほどの子ども成長見守りシステムにおけるスクールソーシャルワーカーが果たす役割を教えていただきたい。

(事務局：松澤室長)

- 子ども成長見守りシステムにおけるスクールソーシャルワーカーの役割については、具体的にはこれからつくっていくところであるが、現状としては、月1回の教育相談連絡会において、スクールソーシャルワーカーと市内各学校のケースについて、実際的なアセスメントも含めての話し合いをスタートさせている。

(事務局：松田副所長)

- 教育相談連絡会では、学校教育室や人権施策課、教育センター、子ども成長見守り室、青少年指導センターなど、市の様々な相談や問題を集約している窓口の所管課が参加し、なかなか各課だけでは解決できない課題について、相互連携しながら解決を図っている。

(委員)

- 国の貧困対策の大綱のなかに、学校はプラットホームであるという表現があったように、貧困対策については、学校現場の動きが大きな課題ではないか。また、学校現場とスクールソーシャルワーカーの連携についても懸念される部分である。
- 資料3-1-1の「平成28年度からの取り組みの効果」の④に「支援をコントロールする子ども成長見守りシステム」という記述があるが、具体的な支援方法や何をコントロールするのか、支援の提案者、支援の効果・検証についてもどこがどういう役割を担うかが現状あいまいに思える。そこがクリアになれば、スクールソーシャルワーカーの果たす役割や連携体制も確立されると思う。

(事務局：松澤室長)

- ご指摘の内容については、今日のこの場ではクリアに出来ないというのが正直なところ。既存制度の整理であったり、子ども成長見守り室ができる前から存在する既存の支援組織がどのように関わっていくかについても子ども成長見守り室がコントロールしていく必要があると思っているが、システム自体がスタートしたばかりで、現場での子どもへの支援をどうしていくかについては、今後、様々なご意見をいただきながら、検討していきたい。

(委員)

- 支援が必要かもしれない子どもたちのなかには、進学塾に通っており、成績が上位の子どももいる。さっきのデータベースでは、塾に行けるような経済的に問題なく、成績上も問題がない子どもの場合、要支援として発見されない。
- 実際、私立学校の児童生徒のなかには、ネグレクトや直接的な暴力のような虐待を受けている子どももいるはず。そうした子どもは、行政のアンテナでは拾えない。
- 先ほどのスクールソーシャルワーカーであっても、箕面市の公立小中学校に通っていない私立の児童生徒は、関わることがない。そうすると、経済的には全然問題はないので、データベースからも漏れてくる。
- データベースの構築にあたっては、そういったケースまで最終的に把握できるようになって欲しい。

(委員)

- そういったケースは、民生委員・児童委員が把握していることがあるので、うまく

システムとリンクしていただきたい。例えば、父子家庭のなかには、お金は与えているけど、ご飯等はほったらかしといったケースのような経済的には問題ないけれども、実態上子どもにとっては好ましくない状況の場合もある。そういうケースを概ね把握しているので、システムに組み込んでいただきたい。

(事務局：木村部長)

- そのような議論は行政内部でもあった。そうしたケースへの対応としては、システム上でメモのような機能を付加し、地域や学校で把握しているデータには現れない色々な情報を取り込める機能をつけておけば、データ以外の情報でなにか問題のある子は拾えるのではないかと考えている。
- 行政としても、いただいたご意見のようなシステム構築を目指したいと考えていることから、情報の収集にあたっては、必要に応じて地域と連携して、支援等ご協力をいただきたいと思っている。

《議論の総括》

(吉永会長)

- 「切れ目のない子育て支援」について
 - ・ 前回の議論をふまえて、わかりやすくまとめていただいていたが、やはり基本的な考え方の具体化のイメージが市民からすると、まだ理解するのに時間がかかると思われる。特に、就学前の妊娠期から子育てまでの支援と、就学後の18歳までの支援がどのようにリンクしているのかが見えにくいので、そのあたりをもう少し市民が理解しやすいよう工夫していただきたい。
 - ・ 子ども成長見守りシステムにおける個人情報の扱いについて、当該システムについては、目的外利用と本人外収集に関わる問題であることから、収集後のデータの保存年限、本人と保護者への告知や開示等も含めて、個人情報の保護の観点からさらに検討していただく余地がある。なお、検討にあたっては、昨年改正施行された「児童福祉法」を鑑み、子どもの権利条約に基づく「子どもの福祉の権利」や「意見表明の権利の尊重」について十分留意するとともに、一定期間でデータシステムの見直しをかけ、運用についてもその都度検討していただく必要があると思われる。
- 「保育の質の充実」について
 - ・ 基本的には国の保育指針の見直しを踏まえて、地方自治体としての取り組みを進めていくなかで、保育の質を担保する仕組みの整備が非常に重要な課題である。保育の措置は自治体として説明責任があるので、現状では保育の質を担保する仕組みとして不十分と感じている。
 - ・ それについては、保護者の安心安全を作っていく意味で、世田谷区のガイドラインは非常に参考になるので、今後検討材料としていただきたい。

- スクールソーシャルワーカーの位置づけについて
 - ・ スクールソーシャルワーカーの役割は子どもの最善の利益を図るための子どもの支援者であることから、その役割に見合うだけの雇用の安定についても十分検討いただき、スクールソーシャルワーク制度の充実を図っていただきたい。
 - ・ 位置づけとしては、1つ目の切れ目のない子育て支援のなかで、スクールソーシャルワーカーがどう位置づくのかが重要になってくるので、今後その位置づけについてご検討いただきたい。

- いじめ問題について
 - ・ 箕面市は全国で先駆けて子ども条例を制定し、例えば第1条では、子どもの最善の利益の尊重であったり、第8条では子どもの意見表明の権利、第9条は子どもの社会参加、さらに第15条では救済に関して定めている。スクールソーシャルワーカーの役割やホットライン等の相談制度の充実についても、この条例を踏まえていただきたいと考えている。特に相談制度については、子どもから見える問題や現実があり、それを踏まえていじめ対策等の第三者機関が議論するようなそんな体制をご検討いただきたい。

- プラン全体について
 - ・ 児童福祉法が改正され、今回、第1条、第2条あたりの非常に重要な部分が改正された。内容としては、子どもを権利の主体として、子どもの最善の利益を図るため、子どもの意見表明を尊重するという趣旨が第1条、第2条で位置づけられている。
 - ・ この児童福祉法改正内容について、箕面市のプランのなかで具体化していただきたい。

6. その他

(事務局：村中室長)

- 委員任期についての説明（平成27年6月10日～平成29年6月9日）